

# 将来の生活設計(経済的な自立)のために

※ 給付金制度の概要は裏面をご覧ください。

## 【ひとり親家庭の方へ】

今生まれた赤ちゃんは、6年後には小学校に入学し、18年経つと高校を卒業し、大学等へ進む年齢になります。たとえば、あなたが25歳であれば、お子さんが小学校に入学するときには31歳になり、大学生になるときは43歳になります。この間に児童手当や児童扶養手当は、それぞれ給付期限を迎えます。その時々あなたの生活設計(収入の見通し)などを今から考えていますでしょうか。早くから、あなたとお子さんの年齢をもとに、これからの人生の計画を立てながら、将来の生活の安定を保つことを考えてみませんか。これまでひとり親家庭の方への給付金制度を利用し、資格を取得して希望の職業に就いた方の声を紹介します。あなたもチャレンジしてみませんか。



### ○平成30年度 20代女性 取得した資格：看護師

■高等職業訓練給付金は、相談員(母子・父子自立支援員)の勧めで知りました。当初は、勉強から離れていたことから不安がありました。入学後も若い人の中での苦勞もありましたが、今となっては良かったと思っています。あの時に相談員からの声かけがあったからこそ看護師になることができました。給付金の受給もとても助かりました。

### ○平成30年度 30代女性 取得した資格：看護師

■市のホームページで制度を知りました。准看護師の資格から正看護師の資格にステップアップしたため、母子福祉資金を借り入れて卒業することができました。勉強も生活も大変でしたが、今では安定した収入が得られ良かったと実感しています。

## 利用者の声

### ○令和2年度 50代女性 取得した資格：介護実務者

■勤務している介護施設の上司から資格取得を勧められ、私自身も取得したいと考えました。制度は他の手続きで市役所へ行った際に案内チラシで知り、利用したいと思いました。受講はオンライン中心だったので、通学などはあまり困りませんでした。資格の取得後は給料がアップし、勉強したことが仕事に活かせてとても良かったです。受講費が高額なため制度があって良かったです。受講先の書類不備で給付金の申請に手間取りましたが、市で手続きした時の窓口対応が親切でとても助かりました。

### ○平成31年度 20代女性 取得した資格：介護実務者

■介護職でいつかは資格を取得しなければと考えていました。勤務先から制度を教えてもらい、次のステップに進む良い機会だと思いました。通学先には駐車場がなく大変だったこと以外は困ったことはありませんでした。転職もスムーズに行き収入も増えました。何よりも次のステップに進めたことが良かったです。



### ○平成29年度 30代女性 取得した資格：看護師

■ネットで制度を知り、子どもを育てるため、わらをもつかむ思いで相談に行きました。勉強は大変で、自分が頑張ることでなんとか耐えましたが、子どもを保育園に預けながらの修学だったので、大変苦勞しました。しかし、今では収入も安定し、心配なく生活することができ、制度に感謝しています。



## 高等職業訓練促進給付金・技能習得支援給付金

### 概要

#### 【高等職業訓練促進給付金】

母子家庭および父子家庭の親が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関へ通う場合、その期間中の生活の負担を軽減するための「給付金」を全期間（4年以内）に対して毎月支給します。

また、一定の要件を満たす方には、卒業後に「修了支援給付金」を支給します。

#### 【技能習得支援給付金】

母子家庭および父子家庭の親の高等職業資格の取得に係る養成訓練の受講費用の負担を軽減し、安定した就業環境を提供するための「給付金」を支給します。

#### 【高等職業訓練促進給付金】

対象者：次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する母子家庭の母および父子家庭の父
- ②児童扶養手当を受給されている方または同等の所得水準の方
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると見込まれる方
- ④過去に本給付制度の支給を受けていない方
- ⑤同様の他の給付制度（雇用保険による給付制度を含む）の支給を受けていない方

※事前相談において、資格取得への意欲や能力、支給の必要性など、十分聴取した上で審査いたします。

#### 【技能習得支援給付金】

対象者：次の要件を全て満たす方

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ②厚生労働大臣が認定する職業訓練を受けていない方
- ③公共職業安定所長から公共職業訓練等の受講の指示を受けていない方
- ④国が実施する事業で本給付金の支給額を超える支援等を受けていない方

※事前相談において、資格取得への意欲や能力、支給の必要性など、十分聴取した上で審査いたします。

対象資格： 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、自動車整備士、理容師、栄養士 ほか

※養成機関が遠方のため通学ができないなど特段の理由がある場合に限り、通信制を利用することができます。

## 自立支援教育訓練給付金

### 概要

母子家庭および父子家庭の親の能力開発の取り組みを支援するため、対象講座を受講し修了した場合に、経費の一部を支給します。

※原則として一人1回（1講座）に限ります。

※すでに講座の受講が開始されている方は対象になりません。

対象者：次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する母子家庭の母および父子家庭の父
- ②児童扶養手当を受給されている方または同等の所得水準の方
- ③当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

※雇用保険法による「一般・特定一般・専門実践教育訓練給付金」の受給資格がある方も給付金の一部が対象となります。

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付制度の指定を受けた講座  
→ 一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金

※受講を希望される講座または通学する養成機関の資料を取り寄せ事前に相談してください。

★まずはご相談ください★

【問い合わせ・相談先】 函館市子ども未来部子育て支援課 TEL 21-3057（市役所本庁舎）、45-5481（亀田支所）